

別表

令和8(2026)年度ZEV普及促進事業委託 評価基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。
なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(100点満点)

区分	評価項目	配点
1 企 画 提 案 力	(1)安全対策は十分に講じられているか。	20
	(2)参加者がZEVの性能や導入メリットについて、十分に理解でき、ZEVの普及促進効果が期待できるものとなっているか。また、広報は集客が見込まれる効果的なものとなっているか。	20
	(3)試乗体験者の待ち時間等を有効活用するなど、試乗時間以外でもZEVへの理解が促進されるような内容となっているか。加えて、試乗体験者以外の集客も図れるような内容となっているか。	10
	(4)提案内容に関する補足説明が明確で、取組意欲が強く感じられるか。	10
	(5)他の提案者にはない独自の発想や工夫はあるか。	10
2 業 務 遂 行 力	(6)実施体制・実施スケジュールは、業務を安定的に遂行できるものであるか。	10
	(7)企画提案者は、本業務と同程度の集客を見込んだイベントの実施等、十分な実績を有しているか。	10
	(8)見積額は適切に積算したもののか。また、業務内容に見合った適切な額となっているか。	10
合計		100